

次のとおり、公募により提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年10月29日

警察共済組合北海道支部長

代理人 北海道警察本部長 伊藤 泰 充

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

令和6年度買取型交番整備事業（第二次）

(2) 事業の目的

本事業は、北海道警察における交番の整備に関し、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質、合理的な設計及び効率性を確保した上で、整備を推進することを目的とする。

(3) 事業の目的の名称及び数量

交番 5棟（詳細は、事業者募集要領による。）

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次に掲げる資格を満たしていること。

(1) 単体事業者の要件

単体事業者の要件は次のとおりとする。

ア 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、建築工事の資格（A、B又はC等級）を有すること。

イ 建築工事業の許可を受けていること。

ウ 北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

エ 元請けとして、過去15年間（平成21年度以降）に、次の施工実績を有すること。

- ・ 新築工事（事務所、居宅又は共同住宅（延べ面積90㎡以上））を過去15年のうち、年間5棟以上（連続した12か月間での棟数）

オ 宅地建物取引事業者の免許を有すること。

カ 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、建築設計の資格を有すること。

キ 元請けとして、過去5年間（平成31年度以降）に、次の設計及び工事監理の実績を有すること。

- ・ 新築工事（事務所、居宅又は共同住宅（延べ面積90㎡以上））の設計及び工事監理

ク 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ケ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

なお、カ及びキの要件は、建築士事務所に委託する場合は不要とする。

(2) グループの要件

グループの要件は次のとおりとする。

なお、施工実績については、グループ全体で5棟以上（代表事業者及び各施工を担当する構成員ごとの、連続した12か月間での棟数を合算したもの）となることを要するものとする。また、設計及び工事監理を担当する構成員にあっては、建築士事務所に委託する場合は不要とする。

ア 代表事業者の要件

- (ア) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、建築工事の資格（A、B又はC等級）を有すること。

- (イ) 建築工事業の許可を受けていること。
- (ウ) 北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- (エ) 元請けとして、過去15年間（平成21年度以降）に、次の施工実績を有すること。
 - ・ 新築工事（事務所、居宅又は共同住宅（延べ面積90㎡以上））
- (オ) 宅地建物取引事業者の免許を有すること。
- (カ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (キ) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

イ 施工を担当する構成員の要件

- (ア) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、建築工事の資格（A、B又はC等級）を有すること。
 - (イ) 建築工事業の許可を受けていること。
 - (ウ) 北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
 - (エ) 元請けとして、過去15年間（平成21年度以降）に、次の施工実績を有すること。
 - ・ 新築工事（事務所、居宅又は共同住宅（延べ面積90㎡以上））
 - (オ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (カ) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

ウ 設計及び工事監理を担当する構成員の要件

- (ア) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、建築設計の資格を有すること。
 - (イ) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - (ウ) 元請けとして、過去5年間（平成31年度以降）に、次の設計及び工事監理の実績を有すること。
 - ・ 新築工事（事務所、居宅又は共同住宅（延べ面積90㎡以上））の設計及び工事監理
 - (エ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (オ) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 参加表明書の交付期間 令和6年10月29日（火）から令和6年11月11日（月）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 参加表明書の交付場所

次の場所で交付する。

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課契約係

なお、北海道警察本部のホームページ「施設課から入札などのご案内」においてダウンロードすることができる（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>）。

ウ 提出期限 令和6年11月11日（月）午後5時（必着）

エ 提出場所 3の(1)のイに同じ。

オ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 提案書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和6年10月29日(火)から令和6年11月27日(水)まで(休日を除く。)の毎日
午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年11月27日(水)午後5時(必着)
- (2) 提出場所 3の(1)のイに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)。
なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書等を審査し、最良の提案をした者(以下「選定事業者」という。)を選定する。

8 契約手続

選定事業者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課契約係
- (2) 所在地 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 連絡先 011-251-0110(内線2301)

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。ただし、提案書の提出者数が5者を超える場合は、書類選考を行う。
- (3) 選定結果及び選定事業者名は、公表する。
- (4) この公募型プロポーザル方式は取りやめることがある。
- (5) 詳細は、事業者募集要領による。